

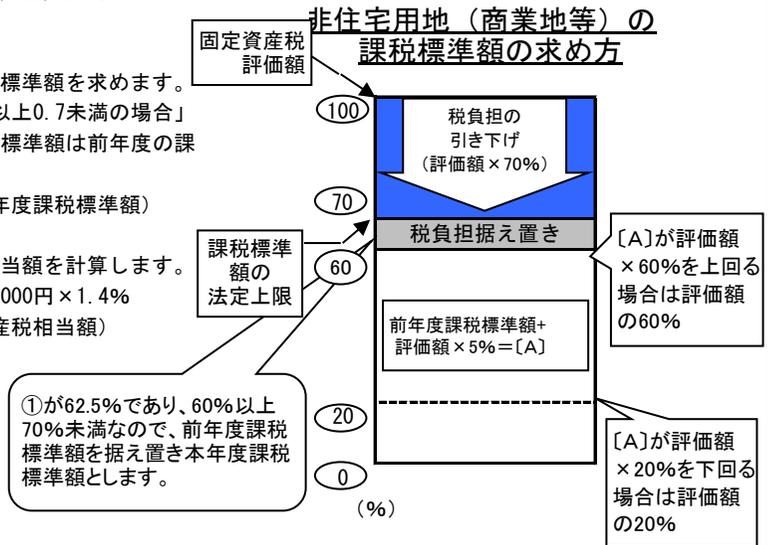
土地の固定資産税の求め方（計算例）

計算例 2：専用住宅の建っていない土地（宅地・雑種地）の場合

- ・本年度の評価額 12,000,000円 ※当該土地は住宅の敷地の用に供していないため
- ・前年度の課税標準額 7,500,000円 課税標準の特例は適用されません。

下記の手順で課税標準額及び税相当額の計算を行います。

- ① 負担水準を計算します。
 $負担水準 = 7,500,000円 \div 12,000,000円 = 0.625 (62.5\%)$
- ② 負担水準をもとに本年度の課税標準額を求めます。
 「商業地等」→「負担水準0.6以上0.7未満の場合」に該当するため、本年度の課税標準額は前年度の課税標準額と同額になります。
 課税標準額 = 7,500,000円（本年度課税標準額）
- ③ 課税標準額に税率を乗じて税相当額を計算します。
 $固定資産税相当額 = 7,500,000円 \times 1.4\% = 105,000円$ （本年度固定資産税相当額）



計算例 3：一般市街化区域農地の場合

- ・本年度の評価額 12,000,000円
- ・前年度の課税標準額 2,000,000円

下記の手順で課税標準額及び税相当額の計算を行います。

- ① 負担水準を計算します。
 $負担水準 = 2,000,000円 \div (12,000,000円 \times 1/3) = 0.5$
- ② 負担水準をもとに本年度の課税標準額を求めます。
 「一般市街化区域農地」→「負担水準0.7未満の場合」に該当するため、本年度の課税標準額は次のようになります。
 $課税標準額 = 2,000,000円 \times 1.10 = 2,200,000円$ （本年度課税標準額）
- ③ 課税標準額に税率を乗じて税相当額を計算します。
 $固定資産税相当額 = 2,200,000円 \times 1.4\% = 30,800円$ （本年度固定資産税相当額）

農地の負担調整率

負担水準	負担調整率
1.0以上	負担水準1.0まで引き下げ
0.9以上	1.025
0.8以上	1.05
0.7以上	1.075
0.7未満	1.10